

岐南町へ転入された方へ

お手続きはお済みですか？



岐南町での手続き	必要書類等	備考	担当課
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・本人確認書類（マイナンバーカード等の顔写真付きの公的証明書） ・登録手数料300円 	<p>代理人が届出をする場合は、 ・代理人の印鑑 ・本人確認できるもの ・印鑑代理人選任届 が必要となります（即日登録はできません）。詳しくはおたずねください。</p>	
住民基本台帳カード	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード 	カードの裏面に住所を記載し、継続利用の手続きを行います。	住民課 1階1番窓口
マイナンバー カード (個人番号 カード)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・設定されている暗証番号 	<p>カードの表面に住所を記載し、カードの継続利用手続を行います。</p> <p>※一定期間手続きを行わない場合、自動失効します。失効後、再交付を希望する場合は有料です。 ※転出した自治体でマイナンバーカードの申請をされていてカードを受取らず住所異動をした場合、再度申請をしていただく必要があります。 ※券面への新住所の記載、利用者用電子証明書（4桁）の更新は代理の方でも可能です。署名用電子証明書（英数字混合6桁以上）はご本人様による更新が必要です。</p>	住民課 1階1番窓口
国民健康保険 (被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失証明書 (職場の健康保険をやめて加入の方) 	前住所地で国保に加入していた方で、当町でも引き継ぎ国保加入を希望される方は手続きしてください。	
国 民 年 金	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号が確認できるもの ・資格喪失証明書（離職時） 	会社を辞めたとき、国外から入国するときは、手続きをしてください。	
介 護 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証明書 	介護認定を受けている方は、受給資格証明書を添付して転入から14日以内に手続きしてください。	保険年金課 2階2番窓口
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書 (県内市町村→当町) ・負担区分証明書 (県外→当町) 	<p>前住所地が県内の場合、前住所地の資格確認書を提出してください。</p> <p>前住所地が県外の場合、前住所地の負担区分証明書を提出してください。</p>	保険年金課 2階2番窓口
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・マイナンバーを証明する書類 ・来庁者の本人確認書類 	障害者手帳の住所変更が必要となります。 なお、前住所地で福祉手当を受給されていた方はお申出ください。	
福祉医療 (子ども)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものマイナ保険証等（※1） ・来庁者の本人確認書類 ・申請者名義の振込先がわかるもの 	高校生世代までのお子さんにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担額が助成対象となります。	福祉課 1階2番窓口
福祉医療 (重度・父子・母子等)	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の本人確認書類 ・マイナ保険証等（※1） ・請求者名義の振込先がわかるもの ・障害者手帳（重度医療のみ） 	所得制限等があります。 (詳しくはおたずねください。)	福祉課 1階2番窓口
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・前住所地の定期予防接種予診票 	前住所地の予診票が残っている方に交付します	健康推進課 1階4番窓口

※1 マイナ保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ

岐南町での手続き	必要書類等	備考	担当課
妊産婦健診 新生児聴覚検査 1か月児健診	・母子健康手帳 ・前住所地の妊産婦健診受診票 ・聴覚・妊産婦歯科健診受診票 ・1か月児健診受診票	前住所地の受診票が残っている方に交付します。	
児童手当	・本人確認書類 ・マイナンバーを証明する書類 ・請求者名義の預貯金通帳	高校生年代（18歳を迎えた最初の年度末）までのお子さんが対象となります。 (公務員の方は勤務先で手続きをしてください。)	
児童扶養手当	・マイナンバーを証明する書類 ・本人確認書類 ・申請者名義の預貯金通帳 ・住居の賃貸借契約書（該当者のみ）	転入届が必要です。状況によりその他の書類をご提出いただく場合があります。	こども安心課 1階5番窓口
保育施設	・就労証明書 ・マイナンバーを証明する書類 ・本人確認書類	事由によって添付書類が異なりますのでご確認ください。 ※現在保育施設を利用している方は転入の手続きをしてください。	
幼児教育無償化 (幼稚園等)	・マイナンバーを証明する書類	事由によって添付書類が異なりますのでご確認ください。 ※現在幼稚園等を利用している方は転入の手続きをしてください。	
原動機付き 自転車の ナンバー交付	・運転免許証 ・廃車証明書 ・自賠責保険証書	事前に、前住所地で廃車手続きを済ませてください。	税務課 2階1番窓口
町立小中学校 に転校	在籍していた学校から交付された下記の書類を学校へ提出してください ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	左記以外でご不明な点がありましたら、二町教育委員会（2階 教育委員会）へご相談ください。 (二町教育委員会☎245-1133)	二町教育委員会 2階5番窓口
	・転入学許可証の発行 下記の配布を希望される方については、右記窓口で受け付け致します。 ・ICタグ（通学安全システム） ・通学帽子の校章		こども学び課 2階4番窓口
学童保育	・状況証明書	事由によって添付書類が異なりますのでご確認ください。	
飼い犬の登録	・鑑札または登録証明書（前住所地市町村発行のもの）	住所変更の手続きが必要です。 飼い犬の登録を済ますと、4月に集合予防注射のお知らせハガキが郵送されます。	くらし安全課 4階2番窓口
水道料金 下水道使用料	転入予定日の1週間ほど前までに、岐南町水道料金事務センターへご連絡ください。	岐南町水道料金事務センター 岐南町八剣北4丁目89番地 三起第一ビル1階 西 ☎058-259-3700 受付時間 平日8:30から17:15まで (年末年始を除く)	上下水道課 4階1番窓口

岐南町では、コミュニティバス・コミュニティタクシーを運行しています
日常生活における買い物や通院、通勤・通学にご利用いただけます。
詳しくは、町ホームページをご覧ください。

HPはこちらから→



岐南町役場【各課直通ダイヤル】

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

1階	住民課 tel.058-247-1333	健康推進課 tel.058-247-1321
	福祉課 tel.058-247-1348	こども安心課 tel.058-247-1344
	地域包括支援センター tel.058-247-1312	
2階	税務課 tel.058-247-1397	こども学び課 tel.058-247-1395
	まちづくり推進課 tel.058-247-1370	保険年金課 tel.058-247-1341
3階	総務人事課 tel.058-247-1331	財務課 tel.058-247-1394
	企画広報課 tel.058-247-1335	
4階	建設課 tel.058-247-1332	上下水道課 tel.058-247-1371
	くらし安全課 tel.058-247-1360	
中央公民館	生涯学習課 tel.058-247-1334	
保健相談センター	こども家庭センター tel.058-214-3533	

コンビニ交付、始まっています！

令和7年2月3日より、コンビニ交付サービスを開始しました。

【取得できる証明書の種類】

- ・住民票の写し • 印鑑登録証明書（すでに登録されている方） • 所得証明書 • 課税証明書
- ・所得・課税証明書 • 戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本） • 戸籍の附票の写し

※除票の写しや除籍謄抄本は取得できません。

※税の証明は現年度分のみ交付できます。

【利用できる時間】

6:30 ~ 23:00

※年末年始の他、システムメンテナンス実施日は利用できません。

【必要なもの】

- ・マイナンバーカード • 設定されている4桁の暗証番号（利用者用電子証明書暗証番号）